

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和7年6月2日（令和7年（行情）諮問第597号）

答申日：令和7年10月20日（令和7年度（行情）答申第462号）

事件名：特定職員に係る特定年の出勤簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる15文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年12月24日付け20241219特許3により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

原処分は、違法かつ不当である。即ち、19人分の平成29年の出勤簿を開示請求し、15人分の平成29年の出勤簿が開示され、4人分の平成29年の出勤簿が開示とされている。おそらく、特定職員Sは、平成29年前に退庁されていると思うが、特定職員N、特定職員P、特定職員Qの3人分の平成29年出勤簿は、保存期間満了のため既に廃棄済みであり、不開示とするのは、違法である。これら3人の平成29年出勤簿の保存期間及び廃棄年月日を明確にしていきたい。18人分の平成29年の出勤簿が作成され、うち15人分の平成29年の出勤簿が開示されているのに、特定職員N、特定職員P、特定職員Qの3人分の平成29年出勤簿は、保存期間満了のため既に廃棄済みであり、不開示とする理由は何か、明確にしていきたい。

開示決定された特定職員Aの平成29年の出勤簿のうち、平成29年11月8日の摘要欄が開示とされているが、この理由を明確にしていきたい。また、開示決定された特定職員Cの平成29年の出勤簿のうち、平成29年11月1日～14日までの押印等が開示とされているが、この理由を明確にしていきたい。また、開示決定された特定

職員Eの平成29年の出勤簿のうち、平成29年11月8日及び9日の摘要欄が開示とされているが、この理由を明確にしていきたい。また、開示決定された特定職員Dの平成29年の出勤簿のうち、平成29年11月8日及び9日までの摘要欄が開示とされているが、この理由を明確にしていきたい。また、開示決定された特定職員Hの平成29年の出勤簿のうち、平成29年11月8日の摘要欄が開示とされているが、この理由を明確にしていきたい。また、開示決定された特定職員Bの平成29年の出勤簿のうち、平成29年11月8日及び9日の摘要欄が開示とされているが、この理由を明確にしていきたい。また、開示決定された特定職員Fの平成29年の出勤簿のうち、平成29年11月9日及び10日の摘要欄が開示とされているが、この理由を明確にしていきたい。また、開示決定された特定職員Rの平成29年の出勤簿のうち、平成29年10月1日～12月31日までの押印等が開示とされているが、この理由を明確にしていきたい。また、開示決定された特定職員Iの平成29年の出勤簿のうち、平成29年11月10日の押印等が開示とされているが、この理由を明確にしていきたい。また、開示決定された特定職員Mの平成29年の出勤簿のうち、平成29年11月6日～10日の押印等が開示とされているが、この理由を明確にしていきたい。また、開示決定された特定職員Kの平成29年の出勤簿のうち、平成29年11月8日及び10日の押印欄に斜線が引かれ摘要欄が開示とされているが、この理由を明確にしていきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

(2) 意見書（審査請求書と同旨の内容の記載は省略する。）

諮問庁提出の令和7年6月2日付け理由説明書において、「特定職員N、特定職員P、特定職員Qの平成29年出勤簿を保管している総務部秘書課、審査業務部審査業務課は、出勤簿の保存期間が5年間であり、令和5年3月31日にて保存期間を満了し、廃棄している。」旨記載されている。

しかし、上記記載は、不公平な取扱いである。同じ特許庁職員であるにもかかわらず、所属する部課によって保存期間を変える理由は何か、明確にしていきたい。証拠資料として上記各部課毎の取扱いを記載した保存期間に関する規則を明確に開示していきたい。

よって、原処分による開示資料は、不十分であり、さらなる文書を開示すべきである旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要

(1) 審査請求人は、令和6年11月27日付けで、法3条に基づき、処分

庁に対し、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月２９日付けでこれを受理した。

（２）本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を不開示とする決定を令和６年１２月２４日付けで行った。

（３）これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）２条の規定に基づき、令和７年１月１０日付けで、処分庁に対して、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月１４日付けでこれを受理した。

（４）本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件審査請求については理由がないと認められるので、諮問庁による決定で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

２ 審査請求に係る行政文書の概要

令和６年１１月２７日付け行政文書開示請求書における開示請求内容は、別紙の１のとおりである。

３ 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し、処分庁は、令和６年１２月２４日付けで、別紙の２に掲げる１５文書（本件対象文書）を特定し、その一部を開示する決定を行った。

本件対象文書中の休暇の表記、年次休暇付与日数、年次休暇繰越日数及び休暇等の集計欄は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、不開示とした。

また、特定職員Ｎ、特定職員Ｐ、特定職員Ｑの平成２９年出勤簿は、保存期間満了のため既に廃棄済みであり、特定職員Ｓの平成２９年出勤簿は、特許庁において、作成も取得もしておらず保有していないため、不開示とした。

４ 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、１９人のうち４人分の出勤簿を不開示とした理由を明確にする旨、また開示決定された出勤簿の一部を不開示とした理由を明確にする旨主張している。

しかしながら、特定職員Ｎ、特定職員Ｐ、特定職員Ｑの平成２９年出勤簿を保管している総務部秘書課、審査業務部審査業務課は、出勤簿の保存期間が５年間であり、令和５年３月３１日にて保存期間を満了し、廃棄している。

特定職員Ｓの平成２９年出勤簿は、原処分のとおり、特許庁において作成しておらず、保有もしていない。

また、審査請求人は一部開示した出勤簿のうち、不開示とされている部

分の理由を明確にする旨主張しているが、それらは休暇に関する個人情報、異動に係る情報であり、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められないため、法5条1項本文前段に規定する個人に関する情報に該当する。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和7年6月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月1日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年9月16日 | 審議 |
| ⑤ 同年10月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とし、本件請求文書の一部については、特許庁において保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））を鑑みれば、特許庁において保有していないとして不開示とされた特定職員N、特定職員P及び特定職員Qの平成29年出勤簿（以下「本件文書」という。）の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性（本件文書の保有の有無）について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 国家公務員の出勤簿の保存期間は、人事院規則一―三四の規定では5年間とされているが、特許庁では、一部の部署の出勤簿について弁理士法の運用のために例外的に保存期間を10年間としている。

特許庁行政文書管理規則に基づき公表する保存期間表（以下「保存期間表」という。）においても、出勤簿の保存期間を5年間とする部署と10年間とする部署があることを示している。

イ 平成29年に特定職員N、特定職員P及び特定職員Qが在籍していた総務部秘書課、審査業務部審査業務課の出勤簿の保存期間は5年間であり、令和5年3月31日にて保存期間を満了し、廃棄している。

したがって、特許庁において本件開示請求の受付時点（令和6年1月29日）において本件文書を保有していない。

- (2) 当審査会において保存期間表を確認したところ、特許庁における出勤簿の保存期間の定めは上記(1)ア及びイの諮問庁の説明のとおりであると認められる。

そうすると、本件開示請求の受付時点において本件文書を保有していないとする上記(1)イの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、特許庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき本件文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2(1)）において、原処分について理由の提示の不備を主張しているものとも解される。

そこで、当審査会において諮問書に添付された行政文書開示決定通知書を確認したところ、当該通知書では、「一部不開示とした部分とその理由」として、「休暇の表記、年次休暇付与日数、年次休暇繰越日数及び休暇等の集計欄は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、不開示とする。（情報公開法第5条第1号）」と記載されており、不開示とした部分及び理由を了知し得る程度には示されていると認められ、原処分の理由の提示に不備があるとは認められない。

- (2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、特許庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

平成5年入庁の下記女性職員（19人・敬称略・順不同）平成29年の出勤簿。

- ・特定職員A・特定職員B・特定職員C・特定職員D・特定職員E
- ・特定職員F・特定職員G・特定職員H・特定職員I・特定職員J
- ・特定職員K・特定職員L・特定職員M・特定職員N・特定職員O
- ・特定職員P・特定職員Q・特定職員R・特定職員S

2 本件対象文書

- 文書1 平成29年出勤簿（特定職員A）
- 文書2 平成29年出勤簿（特定職員B）
- 文書3 平成29年出勤簿（特定職員C）
- 文書4 平成29年出勤簿（特定職員D）
- 文書5 平成29年出勤簿（特定職員E）
- 文書6 平成29年出勤簿（特定職員F）
- 文書7 平成29年出勤簿（特定職員G）
- 文書8 平成29年出勤簿（特定職員H）
- 文書9 平成29年出勤簿（特定職員I）
- 文書10 平成29年出勤簿（特定職員J）
- 文書11 平成29年出勤簿（特定職員K）
- 文書12 平成29年出勤簿（特定職員L）
- 文書13 平成29年出勤簿（特定職員M）
- 文書14 平成29年出勤簿（特定職員O）
- 文書15 平成29年出勤簿（特定職員R）